

1 身体拘束などの適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は患者様の自由を制限することであり、尊厳ある生活を拒むものである。

当院では、患者様の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、全職員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束禁止に向けた意識を持ち、患者様の身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、患者様の身体拘束等を原則禁止とする。

【身体拘束に該当する具体的な行為】

- ① 徘徊しないように、車いす、椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）などで囲む
- ④ 点滴、経管栄養などのチューブを抜かないように、四肢を紐などで縛る
- ⑤ 点滴、経管栄養などのチューブを抜かないように、または皮膚を搔きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車いすや椅子からずれ落ちたり、立ちあがったりしないように、T字型抑制帯や腰ベルト・車いすテーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢等をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開くことのできない居室などに隔離する
- ⑫ 鎮静を目的とした薬物の過剰使用

2 日常ケアにおける留意事項

身体拘束等を行う必要を生じさせないため、言葉や応答などで患者様の自由を妨げないように努める

患者様の安全を確保するため、身体的・精神的自由を安易に妨げるような行動はしない

3 緊急・やむを得ず身体拘束を行う 3要素

患者様本人または他の患者様等の生命または身体を保護するための措置として緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合については、身体拘束等による心身の損害（影響）よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、次の3つの要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行い、本人または家族の同意を得て行うこととする。

身体拘束を行った場合は、その状況について経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除するよう努力するものとし、その経過を「身体拘束適正化委員会」に報告することとする。

要件① 切迫性

患者本人または他の患者などの生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い
身体拘束を行うことにより本人の日常生活などに与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束等を行う事が必要な程度まで危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある

要件② 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないことが要件
身体拘束等を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、患者本人又は他の患者等の
生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在していないことを複数の職員で
確認する必要がある。また、患者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない拘束の方法を選択
する必要がある。

要件③ 一次性

身体拘束等が一時的であること（長期にわたらない事）が条件
患者本人も状態像などに応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

2 身体拘束適正化委員会の設置及び開催

当院の入院患者における身体拘束防止を検討・討議しその効率的な推進を図る為、医療安全管理委員会の一部に身体拘束適正化委員会を設ける。

身体拘束防止委員会の構成

- ① 診療部 病院長
- ② 看護部 看護師長・看護師・准看護師・看護補助者
- ③ 薬剤部 薬剤師
- ④ 事務部 事務職員

会議の開催

定例会は毎月開催 (委員長は必要に応じ開催することができる)

身体拘束適正化委員会の所管事項

- ① 身体拘束等について報告するための様式の整備
- ② 身体拘束等の事例の集計・分析
- ③ 身体拘束等の適正化策の検討、実施及び実施後の検証
- ④ 身体拘束等の適正化のための研修
- ⑥ 身体拘束に対する諸事項の正しい知識の習得に関する事項
- ⑦ 拘束必要時の正しい対処方法の習得・検討に関する事項
- ⑧ 拘束防止のための知識の習得に関する事項
- ⑨ 身体拘束防止マニュアルに関する事項

3 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

① 三要件の確認

切迫性 患者本人もしくは他の患者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性 身体拘束を行う以外に代替する方法がないこと

一時性 身体拘束が一時的なものであること

② 本人及び家族への十分な説明

本人又は家族に 拘束が必要な理由・身体拘束の方法・特記すべき心身の状況等を説明し、理解され同意を得たうえで【身体拘束同意書】に署名いただく。

③ 身体拘束の実施

身体拘束を実施する場合は所定の様式を用いて記録を行う

また、その記録を用いて身体拘束の早期解除に向けた検討を行う

④ 身体拘束等の解除

患者の状態などにより身体拘束等を行う必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束等を解除しその旨を患者及び家族に報告する。

4 本指針の閲覧

本指針は全ての職員が閲覧可能とする。

また、患者及びその家族も閲覧できるようにする。

身体拘束適正化のための指針

医療法人たちばな会 西岡病院

2024年3月1日 制定

2025年9月16日 改訂